

市民活動応援補助金について

1 目的

小田原市における市民活動を行うものが実施する事業を、財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を促し、市民の創意を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的とする。

2 申請できる団体

小田原市を中心として活動を行い、今後も継続する見込みのある 3 人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体

3 対象となる事業と補助金額

種 類	スタートアップコース	ステップアップコース	
対象事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業	
補助回数	●同一の事業では 1 回限りの補助	●同一の事業では 3 回までの補助 (年度ごとの申請及び審査が必要)	
補助金額	●10 万円を上限。	申請時にプランを選択 (企画提案書提出後のプラン変更はできません)	
		プラン A (平成 24 年度新設)	プラン B
		●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の <u>70%</u> 以下で 20 万円を上限。	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の <u>50%</u> 以下で 30 万円を上限。

4 審査 市民活動推進委員会が次に掲げる選考の視点に基づき行う。

【選考の視点】

- (1) 公益性・・・事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。
- (2) 自主性・・・事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。
- (3) 創造性・・・事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。
- (4) 継続性・・・将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。
- (5) 発展性・・・本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。
- (6) 事業実現性・・・事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。
- (7) 費用対効果・・・事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。

5 補助金制度の流れ（参考：例年の流れ）

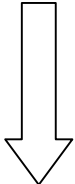
【1 1月中旬～1月中旬】 補助金交付事業の公募



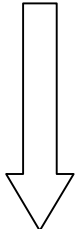
【2月上旬】 市長から市民活動推進委員会に応援補助金交付対象事業の選考、及び補助金額の調整について諮問



【2月中旬】 市民活動推進委員会による第1次審査（書類審査）
 ①委員に応募書類を送付し、各自採点していただく。
 ②会議を開催し、各委員の採点結果をもとに、1次審査通過事業を選考する。（非公開）



【3月中旬】 第2次審査（公開プレゼンテーション）
 ①公開プレゼンテーションによる各団体のアピールと委員による質疑。
 ②プレゼンテーション終了後、委員による審査会を開催し、交付対象事業の選考、及び補助金額を調整する。（非公開）
 ③市長に交付対象事業、及び補助金額について答申



【3月下旬】 交付団体に対して認定通知書送付



【3月下旬】 交付団体が認定通知書に基づき交付申請書を提出



【4月1日】 市が交付申請書を受けて交付決定通知書を送付し、補助金を交付。



【4月～3月】 交付団体は事業を実施。
 事業終了後、速やかに事業報告書を提出。

6 事業開始年度 平成16年度～

7 交付実績

	応募件数			交付件数等		
	スタート	ステップ	計	スタート	ステップ	計
H21年度	7件	8件	15件	3件	6件	9件
H22年度	13件	7件	20件	5件	4件	9件
H23年度	10件	13件	23件	4件	7件	11件
H24年度	12件	A・4件 B・3件	19件	7件	A・3件 B・3件	13件
H25年度	7件	A・5件 B・6件	18件	2件	A・5件 B・3件	10件

(注) 「スタート」…スタートアップコース 「ステップ」…ステップアップコース
 「A」…ステップアップコースプランA 「B」…ステップアップコースプランB